塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一一
その他のもの	一五
木骨モルタル造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は と畜場用のもの	一五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五
公衆浴場用のもの	一一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一〇
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四
その他のもの	七
簡易建物	
木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフイングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
掘立造のもの及び仮設のもの	七
建物附属設備	
電気設備（照明設備を含む。）	六
蓄電池電源設備	一五
その他のもの	
給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一三
その他のもの	一五
昇降機設備	
エレベーター	一七
エスカレーター	一五
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八

エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
アーケード又は日よけ設備	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
店用簡易装備	三
可動間仕切り	
簡易なもの	三
その他のもの	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	一八
その他のもの	一〇
構築物	
発電用又は送配電用のもの	
小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	三〇
その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	五七
汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	四一
送電用のもの	
地中電線路	二五
塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	三六
配電用のもの	
鉄塔及び鉄柱	五〇
鉄筋コンクリート柱	四二
木柱	一五
配電線	三〇
引込線	二〇
添架電話線	三〇
地中電線路	二五
電気通信事業用のもの	
通信ケーブル	
光ファイバー製のもの	一〇
その他のもの	一三
地中電線路	二七
その他の線路設備	二一